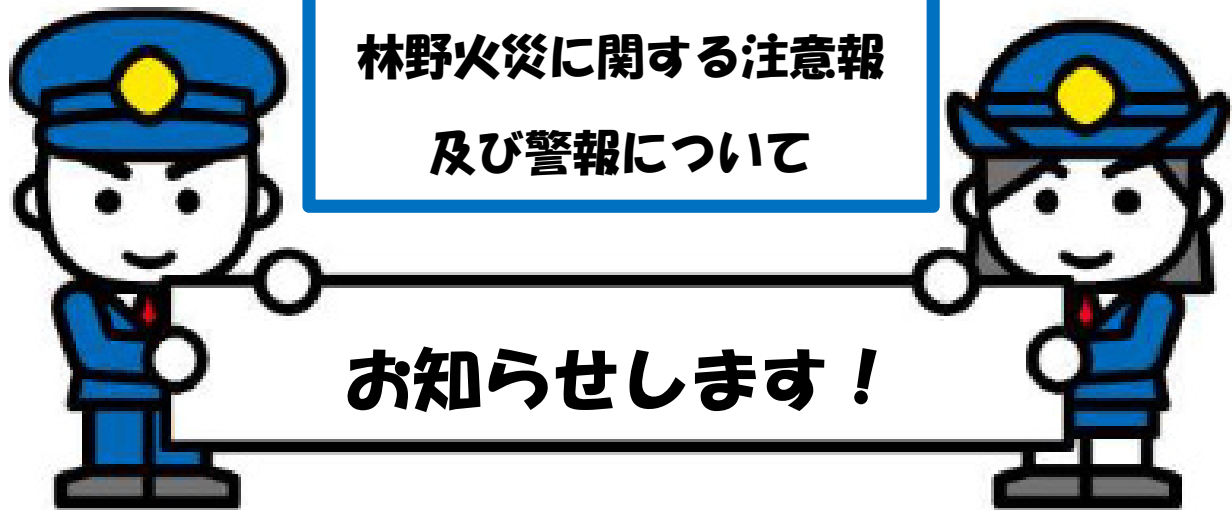




令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の大規模な林野火災での教訓を踏まえ、**千歳市火災予防条例及び千歳市火災予防規則を改正します。**

(施行日：令和8年1月1日)

※上記の林野火災は2月26日発生から41日目で鎮火し、最終的な延焼範囲は約3,370ヘクタールとなりました。(1ヘクタール=10,000㎡)

【主な改正内容】

1 林野火災に関する注意報について **※新設**

条例第30条の9を新設し「市長は気象の状況が山林、原野等における火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。」こととなります。また、市長は林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができます。

2 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について **※新設**

条例第30条の10を新設し「市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第30条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。」ことになり、市長は林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の対象となる区域を指定することができます。

3 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について

既に定められている条例第51条第1号「火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為」に「たき火」を含めることを明確にします。

※千歳市では全てのたき火行為を認めている訳ではなく、「日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの」として、落ち葉焚き・キャンプファイヤーなど、煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却が該当となります。